

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八一)

○関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八二)
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(一八三)

(省 令)

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務六五)

(告 示)

○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件(総務二五〇)
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件(同二五二)

○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件(同二五二)
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務二六九)
○日本国に帰化を許可する件(同二七〇)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産一六二二)
○高速自動車国道に関する件(国土交通七七二)
○都市計画に関する件(関東地方整備局二四三)

(国会事項)

(人事異動)

内閣府 金融庁 法務省

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について(農林水産省)

(公 告)

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一八一号)(財務省)

- 平成二四年に開催される第六七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。(別表第一関係)
- 1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。(別表第三関係)
- 1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を八、〇〇〇円とすることとした。(別表第四関係)
- この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一八二号)(財務省)

- 関税率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
 - (一) 開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告しなければならない事項並びに当該報告の期限等を定める。(関税法施行令第二二条等関係)
 - (二) 税関職員が輸出入者等から提出された物件を留め置く場合の手続等を定める。(関税法施行令第九一条の二等関係)
- 貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続について、簡素化を行うこととした。(関税率法施行令第一六条等関係)

- この政令は、別段の定めがある場合を除き、関税率法等の一部を改正する法律(平成二四年法律第一九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第一八三号)(厚生労働省)

- 1 ナフトアレニル(ニベンチル-1-H-インドール-3-イル)、メタノン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。(第一条関係)
- この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

省令

〇総務省令第六十五号

電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第三十二條、第三十七條及び第三十八條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年七月四日

総務大臣 川端 達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令
(電波法施行規則の一部改正)
第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する無線設備であつて、送信用終端電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号の規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

第三十一条第四項中「前各項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定するレーダーであつて、現用する同項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号から第四号までの規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 3GHz帯の周波数の電波を使用するレー

ダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。
イ P・O・N電波を使用する場合 一・二マイクロ秒以下
ロ Q・O・N電波を使用する場合 二・二マイクロ秒以下

(無線機器型式検定期則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定期則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一号の表船舶に設置する無線航行のためのレーダーの項条件の欄中「又は9.32GHzから9.5GHz」を「若しくは9.32GHzから9.5GHz中に使用するもの又はP・O・N、Q・O・N及びV・O・N電波2.92GHzから3.1GHz」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

〇総務省告示第二百五十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十八條第三項の規定に基づき、昭和二十五年郵政省告示第三百二十九号(船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月四日

総務大臣 川端 達夫

第一項第一号を次のように改める。

1 空中線電力が五キロワット未満のもの(三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。)

〇総務省告示第二百五十一号

無線機器型式検定期則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第四條第一項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号(無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月四日

総務大臣 川端 達夫

別表18(1)中「受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。」を「受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。」と改める。

〇総務省告示第二百五十二号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十八條第二項第十六号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百八十八号(船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十四年七月四日

総務大臣 川端 達夫

第十八項の次に次の一項を加える。

十九 設備規則第四十八條第二項第十五号に掲げる3GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものは、次の条件に合致するものであること。

- 1 一つの繰り返し周期内に送信時間が一・二マイクロ秒を超える場合、中心周波数を変更する機能を有すること。
- 2 繰り返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ(変動率は、(±)二五パーセントを超えないこと)を超えないこと。
- 3 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。
- 4 デューティ比は、三・一パーセント以下であること。
- 5 一秒当たりの平均電力は、五・八ワットを超えないこと。
- 6 尖頭電力と出力できる最も広いパルス幅の積は、5.5×10⁻⁶を超えないこと。

〇法務省告示第二百六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認し、
平成二十四年七月四日

法務大臣 滝 実

氏名 ポール・デイヴィッド・ハリソン
生年月日 千九百七十八年九月十七日
国籍 連合王国
〇法務省告示第二百七十号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十四年七月四日
法務大臣 滝 実

住所	東京都港区芝大門1丁目15番4号
住所	河内徳 昭和57年9月27日生
住所	東京都江東区豊洲2丁目5番1-3613号
住所	中尾光枝 昭和27年2月25日生
住所	東京都港区芝大門1丁目15番4号
住所	河内徳 昭和55年8月7日生
住所	福岡市早良区城西1丁目9番25-1101号
住所	藤美志 昭和40年3月29日生
住所	東京都小平市小川西町2丁目7番302号
住所	田世香 昭和28年10月3日生
住所	薬銘文 昭和60年7月19日生
住所	東京都板橋区若木2丁目10番2号
住所	金榮輝 昭和42年6月12日生
住所	大阪市西淀川区中島1丁目17番19号
住所	林政彦 昭和36年9月27日生
住所	李順善 昭和40年4月19日生
住所	林将高 平成7年5月19日生
住所	林雄平 平成9年2月18日生
住所	滋賀県湖南市古永198番地45
住所	金子子 昭和56年5月15日生
住所	金郷奈 平成21年2月5日生
住所	東京都葛飾区東金町1丁目36番4-827号
住所	李国勇 昭和55年5月20日生
住所	李結福 平成22年11月23日生
住所	横浜市鶴見区下野谷町4丁目141番地
住所	林捷 昭和57年1月29日生
住所	札幌市北区北33条西3丁目1番30-502号
住所	武藤梅 昭和54年8月24日生
住所	埼玉県二郷市彦成4丁目4番10-403号
住所	モハート・トムスール・ラハマン 昭和53年6月1日生
住所	愛知県知立市島居1丁目8番地1
住所	王斌 昭和53年8月2日生
住所	許國徳 昭和56年11月1日生
住所	王裕之 平成21年1月14日生
住所	王裕元 平成22年12月7日生
住所	横浜市磯子区洋光台6丁目22番12号
住所	金成龍 昭和53年8月16日生
住所	大阪府枚方市甲斐田新町32番15-302号
住所	曹我榮 平成4年5月2日生
住所	東京都八王子市市安町4丁目7番1-2008号
住所	陳曉潔 昭和56年4月20日生
住所	千葉県船橋市北本町1丁目10番3号
住所	朱明軍 昭和45年7月16日生